

# 情報セキュリティ基本方針

制定：令和6年4月1日

公益財団法人東京防災救急協会（以下「協会」といいます。）は、事業を推進する上で、情報セキュリティの確保を重要な課題のひとつであると考え、協会の情報資産を保護する指針として、情報セキュリティ基本方針を定め、実践することを宣言します。

## 1 情報セキュリティ体制の構築

当協会は、保有する情報資産の保護と適正な管理のため、情報セキュリティ統括管理者等を定め、情報セキュリティ体制を構築します。

## 2 情報資産の保護

当協会は、情報資産の機密性、完全性及び可用性を確実に保護するために、組織的かつ計画的に適切な対策を講じます。

## 3 法令等の遵守

当協会は、情報セキュリティに関する法令、規則等を遵守します。

## 4 教育、研修の実施

当協会は、役員及び職員が情報資産の重要性を十分に認識するように、必要な教育、訓練を実施します。

## 5 継続的な改善

当協会は、定期的に情報セキュリティリスクを抽出・評価し、関連する諸規程、セキュリティ体制を見直すなど、情報セキュリティ対策の継続的な改善を図ります。

## 6 情報セキュリティ事故への対応

当協会は、情報セキュリティ事故が発生した場合、迅速に的確な対応を行い、適正な再発防止策を講じます。

## 7 情報セキュリティ対策の構成

情報セキュリティ基本方針のほか、以下の規程等を制定しています。

- (1) 公益財団法人東京防災救急協会情報セキュリティ規程
- (2) 公益財団法人東京防災救急協会個人情報の保護に関する規程
- (3) 公益財団法人東京防災救急協会特定個人情報取扱規程
- (4) 公益財団法人東京防災救急協会個人情報に関する取扱要綱